

復興実施計画（第2期）推進上の基本的な考え方

【計画全体を貫く方向性】

被災者一人ひとりが、安心して生活を営むことができ、
将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す「本格復興」

◎「安全の確保」の原則の方向性

地域の合意と協力を基本に国・地方の総力でまちづくりを推進することにより、
「暮らし」と「なりわい」を支える「安全」なまちづくりを構成

◎「暮らしの再建」の原則の方向性

多様な主体の参画と連携し、被災者の生活をきめ細かくサポートすることにより、
被災者一人ひとりが、安心して心豊かに暮らせる生活環境を実現

◎「なりわいの再生」の原則の方向性

内外の視点による地域資源の価値の発掘・向上と発信の強化により、
復興まちづくりと一体的に地域の「なりわい」を再生し、経済活力を回復

3 今後の主な予定、問い合わせ先

今後、被災地の方々や関係者の皆様のご意見を踏まえながら具体的な計画づくりを行い、
平成26年1月には復興実施計画(第2期)の案をお示しし、その後、各地域における説明会の
開催やパブリックコメントの実施等を予定しております。

また、ご希望に応じ、各種会合等において復興計画等に関する説明も行っておりますので、
ご希望・ご要望につきましては、下記までご連絡ください。

【復興実施計画（第2期）策定に係る主な予定】

- 平成26年1月 復興実施計画（第2期）の案の策定・公表
県内各地域において、復興実施計画（第2期）案の説明会を開催
パブリックコメントの実施
- 3月 復興実施計画（第2期）決定
- 4月 復興実施計画（第2期）に基づく事業開始

問い合わせ先：岩手県復興局総務企画課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL:019-629-6945 FAX:019-629-6944

Eメール:AJ0002@pref.iwate.jp

いわて復興ネット <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=39696&ik=0&pnp=14>

平成25年9月発行

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画（第2期）の方向性

～平成25年度中の計画策定に向けて～

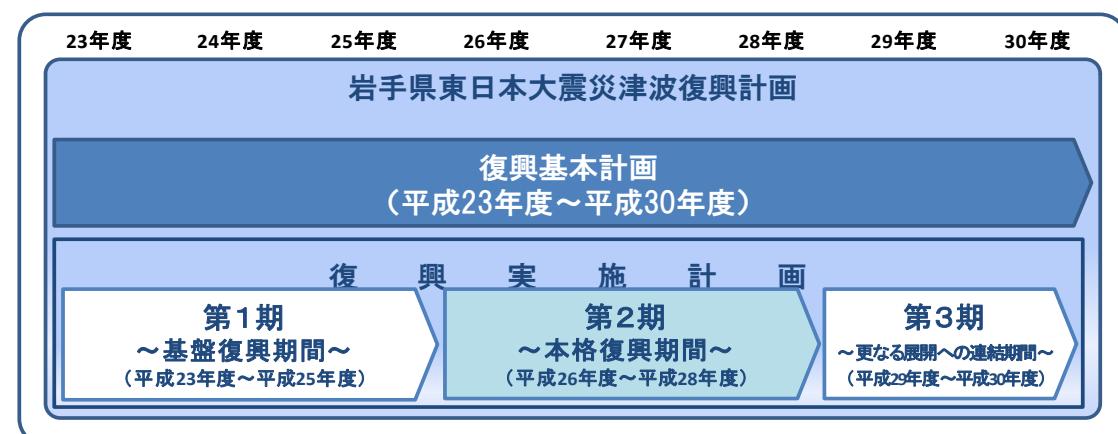
1 岩手県東日本大震災津波復興計画について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震により、岩手県内では多くの尊い命と財産が奪われました。

岩手県は、この大震災津波からの復興に向けた取組を迅速かつ確実に進めていくため、震災発生から5ヶ月を経た平成23年8月11日に、岩手県東日本大震災津波復興計画を策定しました。

この計画は、平成30年度までの基本方針を定める復興基本計画と、第1期基盤復興期間(平成23~25年度)に実施する復興事業内容を定めた復興実施計画(第1期)から成っています。

《計画の構成及び期間》



2 復興実施計画（第2期）の方向性について

県では、今年度で第1期復興実施計画期間が終了するに当たり、来年3月までに復興実施計画(第2期)を策定することとしています。

これから、具体的な計画づくりを進めていきますが、これまでの復興事業の進捗状況を点検し、復興の加速化や地域の復興を進めるうえで課題となっている事項や長期的課題を踏まえながら、復興実施計画(第2期)を進めるに当たっての視点や基本的な考え方を平成25年9月2日に開催した岩手県復興本部員会議において、次ページ見開きのとおり整理決定しました。

復興実施計画（第2期）を進めるに当たって重視すべき視点

参画

若者・女性等の参画による地域づくりを促進

つながり

多様な主体が連携・活動する相乗効果により復興を加速

持続性

地域資源の発掘・活用など地域社会の持続性を重視した取組

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第2期)の方向性

「安全」の確保

「暮らし」の再建

「なりわい」の再生

第1期計画の進捗状況

- 平成24年度中間目標に対する進捗率
実質的遅れ※は34.7%（25指標）
 - 県民の回復度の意識
12.6%がプラス、61.3%がマイナス評価
 - 復興促進ニーズ
防潮堤等の整備 3位 放射能対策 5位
 - 被災地からの声
・防潮堤の完成時期が分からず。
・津波警報で安全な場所に避難する意識が薄れている。
 - 平成24年度中間目標に対する進捗率
実質的遅れ※は14.8%（22指標）
 - 県民の回復度の意識
49.6%がプラス、27.7%がマイナス評価
 - 復興促進ニーズ
住宅や宅地の供給 1位
離職者の再就職 2位
 - 被災地からの声
・災害公営住宅整備が徐々に進んでいる。
・長期的な雇用がない人は離れていく。
 - 平成24年度中間目標に対する進捗率
実質的遅れ※は15.4%（27指標）
 - 県民の回復度の意識
41.6%がプラス、28.3%がマイナス評価
 - 復興促進ニーズ
被災した農地の復旧・整備 9位
被災した漁港の復旧・整備 10位
商店街の再開・整備 13位
 - 被災地からの声
・水産加工施設の本設のめどが立たない。
・開店当時にぎわった仮設商店街も今は活気がない。
・「あまちゃん」効果により観光客が増加。
- ※「実質的な遅れ」が生じている指標：事業進捗が「遅れ」及び「未実施」の指標のうち、他の有利な制度を活用したもの又は実際のニーズが計画値を下回ったものを除いた指標

第2期計画に向けての課題

復興の加速化に向けた共通的課題

- ・復興を担う人材の確保
- ・復興財源確保、予算の柔軟な活用
- ・用地の円滑かつ迅速な確保

地域の復興を進める上での主な課題

- ・新たなまちづくりの基盤となる防潮堤等の早期整備
- ・地域防災力の強化や震災対応力の向上、震災の記憶の風化防止
- ・まちづくりと一体となった道路・鉄道の早期復旧・整備
- ・恒久的住宅・宅地の確保、住宅ローンの二重債務への対応
- ・長期化する応急仮設住宅の生活等への支援
- ・産業の復興と併せた長期・安定的な雇用の創出・人材育成
- ・中核となる医療施設の早期復旧
- ・学校施設の早期復旧
- ・復興教育の実施
- ・新たなまちづくりを踏まえた地域コミュニティの維持・形成

- ・生産基盤の復旧・整備の加速化と生産体制の再構築
- ・放射性物質に係る産地再生と風評被害への対応
- ・中小企業等の取引先の減少・二重ローン対策等の経営課題解消
- ・地域商店街のにぎわいの回復（仮設店舗等の移設及び撤去等）
- ・観光産業の早期再建と復興に向けた支援の拡充
- ・水産加工業等の主要産業や復興事業に従事する人材の確保

大震災津波によりさらに顕在化した沿岸地域の長期的課題

- ・人口減少への対応
- ・地域の将来を担う人材の確保・育成
- ・地域経済社会の活力の維持・拡大
- ・市町村の枠を超えた広域的な地域振興

第2期計画推進上の基本的な考え方

【方向性】 被災者一人ひとりが、安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す「本格復興」

地域の合意と協力を基本に国・地方の総力でまちづくりを推進

→「暮らし」と「なりわい」を支える「安全」なまちづくりを構成

- ・湾口防波堤や防潮堤等の津波防災施設の整備促進
- ・地域防災力の向上や広域的な防災体制の強化、防災文化の醸成と継承
- ・復興道路等の着実な整備推進や鉄道の早期復旧 等

多様な主体の参画と連携により、被災者の生活をきめ細かくサポート

→被災者一人ひとりが、安心して心豊かに暮らせる生活環境を実現

- ・住宅の再建支援、災害公営住宅の早期完成による「住まい」の確保
- ・健康の維持・増進、こころのケアの推進
- ・長期安定的な雇用の創出・産業人材の育成
- ・医療施設等の復旧整備・再建支援
- ・学校施設の復旧整備
- ・全県的な復興教育の推進
- ・恒久的住宅への移転に際しての地域コミュニティの再生 等

内外の視点による地域資源の価値の発掘・向上と発信の強化

→復興まちづくりと一体的に地域の「なりわい」を再生し、経済活動を回復

- ・漁業の再生を担う経営体の育成、漁港や農地等の生産基盤の復旧・整備
- ・漁業と流通・加工業の一体的な再生や地域特性を生かした園芸産地の形成、木材加工施設の整備
- ・安全・安心な農林水産物の生産と産地の再生、消費者の信頼回復
- ・中小企業等の販路拡大等による経営の安定化や高度化の推進
- ・商店街の再構築とにぎわいあふれる街づくりへの支援（仮設店舗等の移設及び撤去等）
- ・震災学習にも対応し得る新たな観光資源づくりや二次交通の拡充
- ・産業人材確保のための住宅確保への支援 等

世界に誇る新しい 三陸地域の創造を目指す 三陸創造プロジェクト

- ・「国際研究交流拠点形成」プロジェクト
- ・「三陸エコタウン形成」プロジェクト
- ・「東日本大震災津波伝承まちづくり」プロジェクト
- ・「さんりく産業振興」プロジェクト
- ・「新たな交流による地域づくり」プロジェクト

【推進上のポイント】

- ・復興実施計画（第1期）における「基盤復興」の成果を土台とし、被災地域の「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生が実感できる「本格復興」を強力に推進。
- ・復興の進捗と被災地域の状況等を踏まえ、「本格復興」のために必要な新たな復興事業を機動的に追加実施。
- ・長期的な視点に立ち、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す「三陸創造プロジェクト」を重点化。
- ・復興の取組を推進するに当たって、官民協働により全ての力を結集し、オール岩手・オールジャパン体制で推進。
- ・復興の達成に向けては、いわて県民計画第2期アクションプラン等に掲げる施策との連携の下、沿岸・内陸一体となった経済・地域振興により復興の加速化を図る。

国に対し、復興の加速化に向けた提案・要望を実施し実現を図る

- ・事業を進める上で県や市町村のみの取組で解決できない課題については、県と市町村で十分協議し、国に対して具体的な提案・要望を実施。

いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

更なる展開への連結期間「復興実施計画(第3期)」